

伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

審査資料

令和5年11月

四国電力株式会社

伊方発電所原子炉施設保安規定の変更について

伊方発電所原子炉施設保安規定（以下、「保安規定」という。）を以下のとおり変更する。

1. 伊方発電所3号炉の原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施に伴う長期施設管理方針の策定

3号炉は令和6年12月15日に、運転を開始した日以後30年を経過することから、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下、「実用炉規則」という。）第82条第1項に従い原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施し、この評価結果に基づき長期施設管理方針を策定したことから、実用炉規則第92条第1項に基づき関連する条文の変更を行う。

（変更する条文）

- ・第119条の4（原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針）

（追加する条文）

- ・添付6 長期施設管理方針（第119条の4関連）

目 次

- TS(79)-01 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容
- TS(79)-02 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容

伊方発電所保安規定審査資料	
資料番号	TS(79)-01 (r0)

伊方発電所 3 号炉

保安規定審査基準の要求事項に対する 保安規定への記載内容

令和 5 年 1 1 月
四国電力株式会社

本資料は、原子炉施設保安規定の変更認可申請において、変更内容に関する下記の2点について整理する。

- ① 実用炉規則第92条第1項各号及び「実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準」（以下「保安規定審査基準」という。）に定める基準に適合するものであること。
- ② 原子炉等規制法第43条の3の24第2項に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであること」に該当しないこと。

そのため、本資料の説明の構成は次のとおり。

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

実用炉規則第92条第1項及び保安規定審査基準（以下、「審査基準等」という。）で要求される事項について、既認可の保安規定においてどの条項で対応するかを以下のとおり整理し、今回の変更認可申請において審査基準等に適合する変更内容であることを説明する。

- 変更する条文であり、審査基準等が要求する事項に対して直接的に該当する内容を変更するもの
 - ⇒「有」と記載し、「主要な変更対象の項目」として黄色ハッチングを行う。
- 変更する条文であるが、審査基準等が要求する事項に対して直接的に該当する内容の変更ではないもの
 - ⇒「一※」と記載し、※には、直接的に該当する内容である審査基準等が要求する事項を記載する。（記載例：※：実用炉規則第92条第1項第16号（保安規定審査基準第1項（1）イ）関連にて変更）
- 変更する条文でないもの
 - ⇒「一」と記載する。

2. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

前項において抽出された保安規定条文の変更「有」の箇所については、審査基準等と保安規定の記載内容がわかる比較表を作成し、詳細な対比を行い、審査基準等に適合する変更内容であること、又は審査基準等が要求する事項に影響のない変更内容であることを「保安規定の記載の考え方」欄でご説明する。

また、保安規定の変更内容に対応する社内標準（2次文書等）の変更概要を記載する。

補足説明資料

必要により、変更内容の詳細事項を示す場合は、補足説明資料として添付する。

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

下表において、変更対象となる保安規定条項に該当する保安規定審査基準を示す。

: 主要な変更対象の項目

第1編

保安規定審査基準(実用炉) (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条項		変更有無
実用炉規則第 92 条第1項第1号 【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】	1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第2条の2	関係法令および保安規定の遵守	—
		第3条	品質マネジメントシステム計画	—
	2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。	第2条の2	関係法令および保安規定の遵守	—
実用炉規則第 92 条第1項第2号 【品質マネジメントシステム】	1. 品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)については、原子炉等規制法第43条の3の5第1項又は第43条の3の8第1項の許可(以下単に「許可」という。)を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈(原規規発第1912257号-2(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を踏まえて定められていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	—
	2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	—
	3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	—
	4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	—
実用炉規則第 92 条第1項第3号 【発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織】	1. 本店等における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第4条	保安に関する組織	—
		第5条	保安に関する職務	—
	2. 工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第4条	保安に関する組織	—
		第5条	保安に関する職務	—
実用炉規則第 92 条第1項第4号、5号、6号 【発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等】	1. 発電用原子炉の運転に関し、保安の監督を行う発電用原子炉主任技術者の選任について定められていること。	第8条	原子炉主任技術者の選任	—
	2. 発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 26 第 2 項において準用する第 42 条第 1 項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容(発電用原子炉の運転に従事する者は、発電用原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを含む。)について適切に定められていること。また、発電用原子炉主任技	第3条	品質マネジメントシステム計画	—
		第4条	保安に関する組織	—
		第6条	原子力発電安全委員会	—

保安規定審査基準(実用炉) (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更有無
	術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。	第7条	伊方発電所安全運営委員会	—
		第8条	原子炉主任技術者の選任	—
		第9条	原子炉主任技術者の職務等	—
	3. 特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が独立していることが求められるものではない。	第8条	原子炉主任技術者の選任	—
	4. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、電気事業法第43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	—
		第4条	保安に関する組織	—
		第7条	伊方発電所安全運営委員会	—
		第8条の2	電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任	—
		第9条の2	電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等	—
	5. 発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通を図ることが定められていること。	第7条	伊方発電所安全運営委員会	—
第9条		原子炉主任技術者の職務等	—	
第9条の2		電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等	—	
実用炉規則第 92 条第1項第7号【保安教育】	1. 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者(役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)について、保安教育実施方針が定められていること。	第 130 条	所員への保安教育	—
		第 131 条	協会社従業員への保安教育	—
	2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。	第 130 条	所員への保安教育	—
		第 131 条	協会社従業員への保安教育	—
	3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。	第 130 条	所員への保安教育	—
		第 131 条	協会社従業員への保安教育	—
	4. 燃料取替に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。	第 131 条	協会社従業員への保安教育	—
		5. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。	第 130 条	所員への保安教育
	第 131 条		協会社従業員への保安教育	—
	実用炉規則第 92 条第1項第8号イからハまで【発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等】	1. 発電用原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。	第 12 条	運転員等の確保
2. 発電用原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。		第 14 条	運転管理に関する内規の作成	—
3. 運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。		第 15 条	引継	—
4. 発電用原子炉の起動その他の発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項について定められていること。		第 12 条の2	運転管理業務	—
	第 16 条	原子炉起動前の確認事項	—	

保安規定審査基準(実用炉) (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文	変更有無
5. 地震、火災、有毒ガス(予期せず発生するものを含む。)等の発生時に講ずべき措置について定められていること。	第17条	火災発生時の体制の整備	—
	第17条の2	内部溢水発生時の体制の整備	—
	第17条の2の2	火山影響等発生時の体制の整備	—
	第17条の3	その他自然災害発生時等の体制の整備	—
	第17条の3の2	有毒ガス発生時の体制の整備	—
	第17条の4	資機材等の整備	—
	第17条の5	重大事故等発生時の体制の整備	—
6. 原子炉冷却材の水質の管理について定められていること。	添付2	火災、内部溢水、火山現象(降灰)、自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準(第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3および第17条の3の2関連)	—
	添付3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準(第17条の5および第17条の6関連)	—
7. 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備(特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。)等について、運転状態に対応した運転上の制限(Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。)、LCOを逸脱していないことの確認(以下「サーベイランス」という。)の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置(以下単に「要求される措置」という。)並びに要求される措置の完了時間(Allowed Outage Time。以下「AOT」という。)が定められていること。 なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。	第18条	水質管理	—
	第19条	停止余裕	—
	第20条	臨界ボロン濃度	—
	第21条	減速材温度係数	—
	第22条	制御棒動作機能	—
	第23条	制御棒の挿入限界	—
	第24条	制御棒位置指示	—
	第25条	炉物理検査—モード1—	—
	第26条	炉物理検査—モード2—	—
	第27条	化学体積制御系(ほう酸濃縮機能)	—
	第28条	原子炉熱出力	—
	第29条	熱流束熱水路係数($F_Q(Z)$)	—
	第30条	核的エンタルピー上昇熱水路係数($F_{\Delta H}^N$)	—
	第31条	軸方向中性子束出力偏差	—
	第32条	1/4 炉心出力偏差	—
	第33条	計測および制御設備	—
	第34条	DNB 比	—
	第35条	1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率	—
	第36条	1次冷却系—モード3—	—
	第37条	1次冷却系—モード4—	—
	第38条	1次冷却系—モード5(1次冷却系満水)—	—
第39条	1次冷却系—モード5(1次冷却系非満水)—	—	
第40条	1次冷却系—モード6(キャビティ高水位)—	—	
第41条	1次冷却系—モード6(キャビティ低水位)—	—	
第42条	加圧器	—	
第43条	加圧器安全弁	—	
第44条	加圧器逃がし弁	—	

保安規定審査基準(実用炉) (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文	変更有無
		第 45 条 低温過加圧防護	—
		第 46 条 1 次冷却材漏えい率	—
		第 47 条 蒸気発生器細管漏えい監視	—
		第 48 条 余熱除去系への漏えい監視	—
		第 49 条 1 次冷却材中のヨウ素 131 濃度	—
		第 50 条 蓄圧タンク	—
		第 51 条 非常用炉心冷却系 —モード1, 2および3—	—
		第 52 条 非常用炉心冷却系 —モード4—	—
		第 53 条 燃料取替用水タンク	—
		第 55 条 原子炉格納容器	—
		第 56 条 原子炉格納容器真空逃がし系	—
		第 57 条 原子炉格納容器スプレイ系	—
		第 58 条 アニュラス空気浄化系	—
		第 59 条 アニュラス	—
		第 60 条 主蒸気安全弁	—
		第 61 条 主蒸気隔離弁	—
		第 62 条 主給水隔離弁, 主給水制御弁および主給水バイパス制御弁	—
		第 63 条 主蒸気逃がし弁	—
		第 64 条 補助給水系	—
		第 65 条 補助給水タンク	—
		第 66 条 原子炉補機冷却水系	—
		第 67 条 原子炉補機冷却海水系	—
		第 68 条 制御用空気系	—
		第 69 条 中央制御室非常用循環系	—
		第 70 条 安全補機室空気浄化系	—
		第 71 条 燃料取扱建屋空気浄化系	—
		第 72 条 外部電源	—
		第 73 条 ディーゼル発電機 —モード1, 2, 3および4—	—
		第 74 条 ディーゼル発電機 —モード5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間—	—
		第 75 条 ディーゼル発電機の燃料油, 潤滑油および始動用空気	—
		第 76 条 非常用直流電源 —モード1, 2, 3および4—	—
		第 77 条 非常用直流電源 —モード5, 6および照射済燃料移動中—	—
		第 78 条 所内非常用母線 —モード1, 2, 3および4—	—
		第 79 条 所内非常用母線 —モード5, 6および照射済燃料移動中—	—
		第 80 条 1 次冷却材中のヨウ素濃度 —モード6—	—
		第 81 条 原子炉キャビティ水位	—
		第 82 条 原子炉格納容器貫通部 —モード5および6—	—
		第 83 条 使用済燃料ピットの水水位および水温	—

保安規定審査基準(実用炉) (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更有無
		第 84 条	重大事故等対処設備	—
		第 84 条の2	特定重大事故等対処施設を構成する設備	—
		第 85 条	1 次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施	—
		第 85 条の2	安全注入系逆止弁漏えい検査の実施	—
	8. サーベイランスの実施方法については、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認(以下「実条件性能確認」という。)するために十分な方法(事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。)が定められていること。また、サーベイランス及び要求される措置を実施する時期の延長に関する考え方、サーベイランスの際のLCOの取扱い等が定められていること。	第 86 条	運転上の制限の確認	—
	9. LCOを逸脱した場合について、事象発見からLCOに係る判断までの対応目安時間等を組織内規程類に定めること及び要求される措置等の取扱方法が定められていること。	第 87 条	運転上の制限を満足しない場合	—
	10. LCOに係る記録の作成について定められていること。	第 89 条	運転上の制限に関する記録	—
	11. LCOを逸脱した場合のほか、緊急遮断等の異常発生時や監視項目が警報設定値を超過するなどの異状があった場合の基本的対応事項及び講ずべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。	第 12 条の2	運転管理業務	—
		第 90 条	異常時の基本的な対応	—
		第 91 条	異常時の措置	—
		第 92 条	異常収束後の措置	—
		添付1	異常時の運転操作基準(第 91 条関連)	—
	12. LCOが設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則としてAOT内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率論的リスク評価(PRA: Probabilistic Risk Assessment)等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。	第 88 条	予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合	—
—	第 11 条	構成および定義	—	
	第 13 条	巡視点検	—	
	第 18 条の2	原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁管理	—	
実用炉規則第 92 条第1項第8号ニ【発電用原子炉の運転期間】	1. 発電用原子炉の運転期間の範囲内で、発電用原子炉を運転することが定められていること。	第 11 条の2	原子炉の運転期間	—
	2. 取替炉心の安全性評価を行うことが定められていること。なお、取替炉心の安全性評価に用いる期間は、当該取替炉心についての燃料交換の間隔から定まる期間としていること。	第 96 条	燃料の取替等	—
	3. 実用炉規則第92条第2項第1号に基づき、実用炉規則第92条第1項第8号ニに掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書(発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、実用炉規則第82条第4項の見直しの結果を記載した書類を含む。以下単に「説明書」という。)が添付されていること。	—	[手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし]	—

保安規定審査基準(実用炉) (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更有無
	4. 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された①発電用原子炉を停止して行う必要のある点検及び検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間(発電用原子炉起動から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間)、のうちいずれか短い期間の範囲内で、実用炉規則第55条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間(定期事業者検査が終了した日から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間)が記載されていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に当たっては、発電用原子炉を起動してから定期事業者検査が終了するまでの期間も考慮していること。 実用炉規則第82条第4項の見直しの結果の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」(原管P発第1306198号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))を参考として記載していること。	—	[手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし]	—
	5. 特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期施設管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。	—	[手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし]	—
	6. 発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、実用炉規則第55条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、段階的に延長することとなっていること。	—	[運転期間の延長は実施していないことから、該当なし]	—
	7. 運転期間が13月を超える延長の場合には、当該延長に伴う許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した影響評価の結果が説明書に記載されていること。	—	[運転期間の延長は実施していないことから、該当なし]	—
	8. 説明書に記載された燃料交換の間隔から定まる期間については、期間を変更した後においても発電用原子炉の安全性について許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針を満たしていること。	—	[運転期間の延長は実施していないことから、該当なし]	—
実用炉規則第 92 条第1項第8号ホ 【発電用原子炉施設の運転の安全審査】	1. 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	第6条	原子力発電安全委員会	—
		第7条	伊方発電所安全運営委員会	—
実用炉規則第 92 条第1項第9号 【管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等】	1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	第104条	管理区域の設定・解除	—
		添付4	管理区域図(第104条および第105条関連)	—
	2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	第105条	管理区域内における区域区分	—
	3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	第106条	管理区域内における特別措置	—
	4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	第107条	管理区域への出入管理	—
	5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	第107条	管理区域への出入管理	—
	6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第108条	管理区域出入者の遵守事項	—
7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。	第93条	新燃料の運搬	—	
	第98条	使用済燃料の運搬	—	
	第99条	放射性固体廃棄物の管理	—	
	第115条	管理区域外等への搬出および運搬	—	

保安規定審査基準(実用炉) (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更有無
		第116条	発電所外への運搬	—
	8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。	第109条	保全区域	—
		添付5	保全区域図(第109条関連)	—
	9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	第110条	周辺監視区域	—
	10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第117条	協力会社の放射線防護	—
		第118条	頻度の定義	—
実用炉規則第92条第1項第10号【排気監視設備及び排水監視設備】	1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。	第100条	放射性液体廃棄物の管理	—
		第101条	放射性気体廃棄物の管理	—
		第102条	放出管理用計測器の管理	—
		第119条	施設管理計画	—
	2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るもの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第12号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	—	[1. の記載箇所についての説明であり、保安規定には記載なし]	
実用炉規則第92条第1項第11号【線量、線量当量、汚染の除去等】	1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置(個人線量計の管理の方法を含む。)が定められていること。	第111条	放射線業務従事者の線量管理等	—
	2. 国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。)の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。	第2条	基本方針	—
		第103条の2	放射線管理に係る基本方針	
	3. 実用炉規則第78条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第112条	床・壁等の除染	—
	4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第113条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	—
	5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第93条	新燃料の運搬	—
		第98条	使用済燃料の運搬	—
		第99条	放射性固体廃棄物の管理	—
		第115条	管理区域外等への搬出および運搬	—
	6. 核燃料物質等(新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。)の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)が定められていること。なお、この事項は、第13号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第115条	管理区域外等への搬出および運搬	—
第116条		発電所外への運搬	—	

保安規定審査基準(実用炉) (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更有無
7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	—	[クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし]	—	
	8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成20・04・21原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1)))を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第99条の2	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	—
		第99条の3	事故由来放射性物質の降下物の影響確認	—
	9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第104条	管理区域の設定・解除	—
		第105条	管理区域内における区域区分	—
		第108条	管理区域出入者の遵守事項	—
		第112条	床・壁等の除染	—
		第115条	管理区域外等への搬出および運搬	—
		添付3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準(第17条の5および第17条の6関連)	—
	実用炉規則第92条第1項第12号【放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法】	第100条	放射性液体廃棄物の管理	—
第101条		放射性気体廃棄物の管理	—	
第102条		放出管理用計測器の管理	—	
第111条		放射線業務従事者の線量管理等	—	
第113条		外部放射線に係る線量当量率等の測定	—	
第114条		放射線計測器類の管理	—	
第119条		施設管理計画	—	
—		[1. の記載箇所についての説明であり、保安規定には記載なし]	—	
実用炉規則第92条第1項第13号【核燃料物質の受払、運搬、貯蔵等】	1. 工場又は事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。	第93条	新燃料の運搬	—
		第94条	新燃料の貯蔵	—
		第97条	使用済燃料の貯蔵	—
		第97条の2	使用済燃料ピットの管理	—
		第98条	使用済燃料の運搬	—
	2. 新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に関することが定められていること。なお、この事項は、第11号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第93条	新燃料の運搬	—
		第98条	使用済燃料の運搬	—

保安規定審査基準(実用炉) (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更有無
	3. 燃料取替に際して、炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するために取替炉心の安全性評価を許可を受けたところによる安全評価と同様に行った上で燃料装荷実施計画を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理とした項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。	第96条	燃料の取替等	—
実用炉規則第92条第1項第14号【放射性廃棄物の廃棄】	1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	第99条	放射性固体廃棄物の管理	—
	2. 放射性液体廃棄物の固化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。	第99条	放射性固体廃棄物の管理	—
		第99条の4	輸入廃棄物の確認	—
	3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第11号及び第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第99条	放射性固体廃棄物の管理	—
	4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第100条	放射性液体廃棄物の管理	—
	5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第101条	放射性気体廃棄物の管理	—
	6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について定められていること。	第113条の2	平常時の環境放射線モニタリング	—
	7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	第2条	基本方針	—
		第98条の2	放射性廃棄物管理に係る基本方針	—
—	第103条	頻度の定義	—	
実用炉規則第92条第1項第15号【非常の場合に講ずべき措置】	1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	第120条	原子力防災組織	—
		第121条	原子力防災要員	—
		第122条	原子力防災資機材等の整備	—
	2. 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。	第14条	運転管理に関する内規の作成	—
		第17条の5	重大事故等発生時の体制の整備	—

保安規定審査基準(実用炉) (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更有無
		第 17 条の6	大規模損壊発生時の体制の整備	—
		第 122 条	原子力防災資機材等の整備	—
	3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	第 123 条	通報経路	—
		第 125 条	通報	—
	4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。	第 120 条	原子力防災組織	—
	5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	第 126 条	非常体制の発令	—
		第 127 条	応急措置	—
		第 128 条	緊急時における活動	—
	6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 (1) 緊急作業時の放射線の生体を与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 (2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 (3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。	第 121 条の2	緊急作業従事者の選定	—
	7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。)、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	第 128 条の2	緊急作業従事者の線量管理等	—
	8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	第 129 条	非常体制の解除	—
	9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第 124 条	原子力防災訓練	—
実用炉規則第 92 条第1項第 16 号【設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置】	1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。	—	—	—
	(1) 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。	第 12 条	運転員等の確保	—
		第 17 条	火災発生時の体制の整備	—
		第 17 条の2	内部溢水発生時の体制の整備	—
		第 17 条の2の2	火山影響等発生時の体制の整備	—
		第 17 条の3	その他自然災害発生時等の体制の整備	—
		第 17 条の3の2	有毒ガス発生時の体制の整備	—
		第 17 条の5	重大事故等発生時の体制の整備	—
		第 17 条の6	大規模損壊発生時の体制の整備	—
		添付2	火災、内部溢水、火山現象(降灰)、自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準(第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3および第17条の3	—

保安規定審査基準(実用炉) (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更有無
			の2関連)	
		添付3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準(第17条の5および第17条の6関連)	—
	イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関する事。	第17条	火災発生時の体制の整備	—
		添付2	火災、内部溢水、火山現象(降灰)、自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準(第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3および第17条の3の2関連)	—
	ロ 火山現象による影響(影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。) ① 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関する事。 ② ①に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関する事。 ③ ②に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関する事。	第17条の2の2	火山影響等発生時の体制の整備	—
		添付2	火災、内部溢水、火山現象(降灰)、自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準(第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3および第17条の3の2関連)	—
	ハ 重大事故に至るおそれのある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故(以下「重大事故等」という。) ① 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関する事。 ② 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関する事。 ③ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関する事。 ④ 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関する事。 ⑤ 重大事故等(原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものを除く。)発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策(上記①から④までの対策に関する事を含む。)に関する事。 ⑥ 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関する事。	第17条の5	重大事故等発生時の体制の整備	—
		添付3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準(第17条の5および第17条の6関連)	—
	ニ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊(以下「大規模損壊」という。) ① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する事。 ② 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する事。 ③ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関する事。 ④ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する事。 ⑤ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関する事。 ⑥ 重大事故等(原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものに限る。)発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策に関する事。	第17条の6	大規模損壊発生時の体制の整備	—
		添付3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準(第17条の5および第17条の6関連)	—
	(2) (1)に掲げる措置のうち重大事故等発生時又は大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置に係る手順については、それぞれ次に掲げるとおりとすること。	—	—	—

保安規定審査基準(実用炉) (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更有無
イ 重大事故等発生時 ① 許可を受けた対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。 ② 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。 原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代替循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。 ③ 措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等(②に関するものを除く。)については記載を要しない。	添付3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準(第17条の5および第17条の6関連)	—	
	ロ 大規模損壊発生時 定められた内容が大規模損壊に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。	添付3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準(第17条の5および第17条の6関連)	—
(3) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること及び重大事故等対処施設の使用を開始するに当たって必要な教育及び訓練をあらかじめ実施すること。	第17条	火災発生時の体制の整備	—	
	第17条の2	内部溢水発生時の体制の整備	—	
	第17条の2の2	火山影響等発生時の体制の整備	—	
	第17条の3	その他自然災害発生時等の体制の整備	—	
	第17条の3の2	有毒ガス発生時の体制の整備	—	
	第17条の5	重大事故等発生時の体制の整備	—	
	第17条の6	大規模損壊発生時の体制の整備	—	
	添付2	火災、内部溢水、火山現象(降灰)、自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準(第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3および第17条の3の2関連)	—	
	添付3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準(第17条の5および第17条の6関連)	—	
	(4) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。	第17条	火災発生時の体制の整備	—
第17条の2		内部溢水発生時の体制の整備	—	
第17条の2の2		火山影響等発生時の体制の整備	—	
第17条の3		その他自然災害発生時等の体制の整備	—	
第17条の3の2		有毒ガス発生時の体制の整備	—	
第17条の4		資機材等の整備	—	
第17条の5		重大事故等発生時の体制の整備	—	
第17条の6		大規模損壊発生時の体制の整備	—	
添付2		火災、内部溢水、火山現象(降灰)、自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準(第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3および第17条の3の2関連)	—	

保安規定審査基準(実用炉) (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更有無
	(5) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。	添付3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準(第17条の5および第17条の6関連)	—
		第17条	火災発生時の体制の整備	—
		第17条の2	内部溢水発生時の体制の整備	—
		第17条の2	火山影響等発生時の体制の整備	—
		第17条の3	その他自然災害発生時等の体制の整備	—
		第17条の3の2	有毒ガス発生時の体制の整備	—
		第17条の5	重大事故等発生時の体制の整備	—
		第17条の6	大規模損壊発生時の体制の整備	—
		添付2	火災、内部溢水、火山現象(降灰)、自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準(第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3および第17条の3の2関連)	—
		添付3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準(第17条の5および第17条の6関連)	—
	2. 重大事故等又は大規模損壊が発生した場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するために必要があると認めるときは、組織内規程類にあらかじめ定めた計画及び手順にとらわれず、発電用原子炉施設の保全のための所要の措置を講ずることが定められていること。	添付3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準(第17条の5および第17条の6関連)	—
		第3条	品質マネジメントシステム計画	—
		第132条	記録	—
		第132条	記録	—
		第9条	原子炉主任技術者の職務等	—
			報告	—
		第133条	報告	—
		第133条	報告	—
		第133条	報告	—
		実用炉規則第92条第1項第17号【記録及び報告】	1. 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。	第3条
第132条	記録			—
2. 実用炉規則第67条に定める記録について、その記録の管理に関すること(計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。)が定められていること。	第132条		記録	—
	第9条		原子炉主任技術者の職務等	—
3. 発電所長及び発電用原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。	第133条		報告	—
	第133条		報告	—
4. 特に、実用炉規則第134条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	第133条	報告	—	
5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。	第133条	報告	—	
実用炉規則第92条第1項第18号【発電用原子炉施設の施設管理】	1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること。	第13条	巡視点検	—
		第119条	施設管理計画	—
		第119条の2	使用前事業者検査の実施	—
		第119条の3	定期事業者検査の実施	—
	2. 発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」を参考とし、実用炉規則第82条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。	第119条の4	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針	有

保安規定審査基準(実用炉) (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更有無
3. 運転を開始した日以後30年を経過した発電用原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。	第119条の4	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針	有	
	添付6	長期施設管理方針(第119条の4関連)	有	
	—	[手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし]	—	
	添付6	長期施設管理方針(第119条の4関連)	有	
	第119条の2	使用前事業者検査の実施	—	
	第119条の3	定期事業者検査の実施	—	
7. 燃料体に関する定期事業者検査として、装荷予定の照射された燃料のうちから選定したものの健全性に異常のないことを確認すること、燃料使用の可否を判断すること等が定められていること。	第95条	燃料の検査	—	
実用炉規則第92条第1項第19号【技術情報の共有】	第3条	品質マネジメントシステム計画	—	
	第119条	施設管理計画	—	
実用炉規則第92条第1項第20号【不適合発生時の情報の公開】	第3条	品質マネジメントシステム計画	—	
	第3条	品質マネジメントシステム計画	—	
実用炉規則第92条第1項第21号【その他必要な事項】	第1条	目的	—	
	第1条	目的	—	

第2編

保安規定審査基準(廃止措置) (H25.11.27 制定, R1.12.25 改正)		保安規定条文		変更有無
(1) 実用炉規則第92条第3項第1号 【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】	1) 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第202条の2	関係法令および保安規定の遵守	—
		第203条	品質マネジメントシステム計画	—
	2) 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。	第202条の2	関係法令および保安規定の遵守	—
(2) 実用炉規則第92条第3項第2号 【品質マネジメントシステム】	1) 品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)については、法第43条の3の5第1項又は第43条の3の8第1項の許可(以下単に「許可」という。)若しくは法第43条の3の34第2項の認可を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈(原規規発第1912257号-2(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を踏まえて定められていること。 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしており、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。 その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。	第203条	品質マネジメントシステム計画	—
	2) 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。	第203条	品質マネジメントシステム計画	—
(3) 実用炉規則第92条第3項第3号 【廃止措置に係る品質マネジメントシステム】	前項に加え、廃止措置の実施に係る組織、文書規定等を定めること。廃止措置の段階に応じて、保安の方法等が明確に示されていること。	第203条	品質マネジメントシステム計画	—
(4) 実用炉規則第92条第3項第4号 【廃止措置を行う者の職務及び組織】	1) 本店(本部)及び工場又は事業所における廃止措置段階の発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第204条	保安に関する組織	—
		第205条	保安に関する職務	—
	2) 廃止措置主任者の選任に関すること 廃止措置に係る保安の監督に関する責任者(以下「廃止措置主任者」という。)として、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い及び管理に関する専門的知識及び実務経験を有する者を廃止措置の段階に応じて配置することが、その職務及び責任範囲と併せて定められていること。また、廃止措置主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。この際、以下の事項を考慮すること。	第203条	品質マネジメントシステム計画	—
		第204条	保安に関する組織	—
		第206条	原子力発電安全委員会	—
		第207条	伊方発電所安全運営委員会	—
		第208条	廃止措置主任者の選任	—
		第209条	廃止措置主任者の職務等	—

保安規定審査基準(廃止措置) (H25.11.27 制定, R1.12.25 改正)		保安規定条文		変更有無			
<p>i. 廃止措置主任者の選任及び配置に関すること 廃止措置主任者は、原子炉設置者(社長、理事長等)の下で、組織の長以上の職位の者が、表1記載の資格を有する者から、廃止措置の段階に応じた専門的知識や実務経験及び職位を考慮して選任すること及び当該主任者は、その職務の重要性から、組織の長等に対し、意見具申できる立場に配置すること。</p> <p>ii. 廃止措置主任者の職務に関すること a. 組織の長に対し意見具申等を行うこと。 b. 発電用原子炉施設の廃止措置に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。 c. 保安教育の実施計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 d. 各種マニュアルの制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 e. 保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 f. 保安規定に係る記録の確認を行うこと。 g. 法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>iii. 廃止措置主任者の意見等の尊重 a. 組織の長は、廃止措置主任者の意見具申等を尊重すること。 b. 発電用原子炉施設の廃止措置に従事する者は、廃止措置主任者の指導・助言を尊重すること。</p> <p>iv. 廃止措置主任者を補佐する組織 廃止措置の対象となる発電用原子炉施設については、その規模や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の補佐組織を設けることは妨げない。 この場合、補佐組織が他の職務を兼務するときには、当該組織による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統を明確にすること。</p> <p>v. 廃止措置主任者の代行者の選任及び配置 廃止措置の対象となる発電用原子炉施設については、その規模等や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の代行者をあらかじめ選任し、配置しておくことを妨げない。この場合、保安の監督に関する代行者の選任及び配置については、「i. 廃止措置主任者の選任及び配置に関すること」と同様の手続とすること。 なお、法第43条の3の34第2項の廃止措置計画の認可を受けるとともに、発電用原子炉の機能停止措置を行った場合は、当該発電用原子炉については、法第43条の3の26第1項の「発電用原子炉の運転」を行うものではないことから、その旨の保安規定の変更認可を受けた原子炉設置者については、同項の規定による当該発電用原子炉に係る発電用原子炉主任技術者の選任を要しない。</p> <p>表1 廃止措置主任者の選任要件</p> <table border="1"> <tr> <td>廃止措置対象施設に核燃料物質が存在する場合</td> <td>以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者</td> </tr> <tr> <td>廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合</td> <td>以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者 ハ 放射性同位元素等の規制に関する法律第35条第1項の第1種放射線取扱主任者免状を有する者</td> </tr> </table>	廃止措置対象施設に核燃料物質が存在する場合	以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者	廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合	以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者 ハ 放射性同位元素等の規制に関する法律第35条第1項の第1種放射線取扱主任者免状を有する者	第204条	保安に関する組織	—
	廃止措置対象施設に核燃料物質が存在する場合	以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者					
	廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合	以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者 ハ 放射性同位元素等の規制に関する法律第35条第1項の第1種放射線取扱主任者免状を有する者					
		第208条	廃止措置主任者の選任	—			
		第206条	原子力発電安全委員会	—			
		第207条	伊方発電所安全運営委員会	—			
		第209条	廃止措置主任者の職務等	—			
		第209条	廃止措置主任者の職務等	—			
		—	[廃止措置主任者を補佐する組織は設けていないため保安規定に記載なし。]	—			
		第208条	廃止措置主任者の選任	—			
(5) 実用炉規則第92条第3項第5号 【廃止措置を行う者に対する保安教育】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。	—	—	—			
<p>1) 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者(役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>2) 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>3) 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p>	第330条	所員への保安教育	—				
	第331条	協力会社従業員への保安教育	—				
	第330条	所員への保安教育	—				
	第331条	協力会社従業員への保安教育	—				
	第330条	所員への保安教育	—				
	第331条	協力会社従業員への保安教育	—				

保安規定審査基準(廃止措置) (H25.11.27 制定, R1.12.25 改正)		保安規定条文		変更有無
	4) 燃料取扱に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。	第 331 条	協力会社従業員への保安教育	—
	5) 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。	第 330 条	所員への保安教育	—
		第 331 条	協力会社従業員への保安教育	—
(6) 実用炉規則第92条第3項第6号 【発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置】 ※ 廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。	発電用原子炉を恒久的に運転停止するために講ずべき措置が定められていること。 具体的には	—	—	—
	1) 発電用原子炉の炉心に核燃料物質を装荷しないこと。	第 216 条	原子炉の運転停止に関する恒久的な措置	—
	2) 原子炉制御室の原子炉モードスイッチを原則として停止から他の位置に切り替えないこと。	—	[原子炉モードスイッチが設置されていないため、保安規定に記載なし]	—
	3) 核燃料物質の譲渡しが明確になっていること。	第 216 条	原子炉の運転停止に関する恒久的な措置	—
	等が明確になっていること。	—	—	—
(7) 実用炉規則第92条第3項第7号 【発電用原子炉施設の運転の安全審査】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。	—	—	—
	1) 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	第 206 条	原子力発電安全委員会	—
		第 207 条	伊方発電所安全運営委員会	—
(8) 実用炉規則第92条第3項第8号 【管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びに立入制限】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。	—	—	—
	1) 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	第 304 条	管理区域の設定・解除	—
		添付4	管理区域図(第 104 条および第 105 条関連)	—
		添付7	管理区域図(第 304 条および第 305 条関連)	—
	2) 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	第 305 条	管理区域内における区域区分	—
	3) 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他の他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	第 306 条	管理区域内における特別措置	—
	4) 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	第 307 条	管理区域への出入管理	—
	5) 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	第 307 条	管理区域への出入管理	—
	6) 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第 308 条	管理区域出入者の遵守事項	—
	7) 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。	第 293 条	新燃料の運搬	—
		第 298 条	使用済燃料の運搬	—
第 299 条		放射性固体廃棄物の管理	—	
第 315 条		管理区域外等への搬出および運搬	—	
第 316 条		発電所外への運搬	—	
	第 309 条	保全区域	—	

保安規定審査基準(廃止措置) (H25.11.27 制定, R1.12.25 改正)		保安規定条文		変更有無
	8) 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。	添付8	保全区域図(第309条関連)	—
	9) 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	第310条	周辺監視区域	—
	10) 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第317条	協力会社の放射線防護	—
	—	第318条	頻度の定義	—
(9) 実用炉規則第92条第3項第9号 【排気監視設備及び排水監視設備】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。	—	—	—
	1) 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。 これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、(17)における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、(11)における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	第300条	放射性液体廃棄物の管理	—
		第301条	放射性気体廃棄物の管理	—
		第302条	放出管理用計測器の管理	—
		第319条	施設管理計画	—
(10) 実用炉規則第92条第3項第10号 【線量、線量当量、汚染の除去等】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。	—	—	—
	1) 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置(個人線量計の管理の方法を含む。)が定められていること。	第311条	線量の評価	—
	2) 国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(as low as reasonably achievable, 以下「ALARA」という。)の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。	第202条	基本方針	—
		第303条の2	放射線管理に係る基本方針	—
	3) 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第293条	新燃料の運搬	—
		第298条	使用済燃料の運搬	—
		第299条	放射性固体廃棄物の管理	—
		第315条	管理区域外等への搬出および運搬	—
	4) 実用炉規則第78条又は研開炉規則第73条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第312条	床・壁等の除染	—
	5) 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第313条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	—
	6) 核燃料物質等(新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。)の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)が定められていること。なお、この事項は、(12)及び(13)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第315条	管理区域外等への搬出および運搬	—
		第316条	発電所外への運搬	—
	7) 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成20・04・21原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1)))を参考として記載していること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、(13)における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第299条の2	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	—
		第299条の3	事故由来放射性物質の降下物の影響確認	—
	8) 法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、(13)	—	[クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし]	—

保安規定審査基準(廃止措置) (H25.11.27 制定, R1.12.25 改正)		保安規定条文		変更有無
	における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。			
	9) 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第304条	管理区域の設定・解除	—
		第305条	管理区域内における区域区分	—
		第308条	管理区域出入者の遵守事項	—
		第312条	床・壁等の除染	—
		第315条	管理区域外等への搬出および運搬	—
(11) 実用炉規則第92条第3項第11号 【放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。	—	—	—
	1) 放射線測定器(放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。)の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法(測定及び評価の方法を含む。)が定められていること。	第300条	放射性液体廃棄物の管理	—
		第301条	放射性気体廃棄物の管理	—
		第302条	放出管理用計測器の管理	—
		第313条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	—
		第314条	放射線計測器類の管理	—
		第319条	施設管理計画	—
	2) 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、(17)における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	—	[1]の記載箇所についての説明であり、保安規定には記載なし]	—
(12) 実用炉規則第92条第3項第12号 【核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い】 ※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。	本事項については、以下のような事項が明記されていること。	—	—	—
	1) 核燃料物質の工場又は事業所内における運搬及び工場又は事業所の外における運搬に関すること。 ここでは、工場又は事業所における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。 また、新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)が定められていること。なお、この事項は、(10)及び(13)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第293条	新燃料の運搬	—
		第294条	新燃料の貯蔵	—
		第297条	使用済燃料の貯蔵	—
		第298条	使用済燃料の運搬	—
(13) 実用炉規則第92条第3項第13号 【放射性廃棄物の廃棄】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。	—	—	—
	1) 放射性気体廃棄物の放出箇所及び放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第301条	放射性気体廃棄物の管理	—
	2) 放射性液体廃棄物の放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第300条	放射性液体廃棄物の管理	—
	3) 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について定められていること。	第313条の2	平常時の環境放射線モニタリング	—
	4) ALARAの精神のにとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	第202条	基本方針	—
		第298条の2	放射性廃棄物管理に係る基本方針	—
	5) 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	第299条	放射性固体廃棄物の管理	—
	6) 放射性液体廃棄物の固化等処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。	第299条	放射性固体廃棄物の管理	—
		第299条の4	輸入廃棄物の確認	—

保安規定審査基準(廃止措置) (H25.11.27 制定, R1.12.25 改正)		保安規定条文		変更有無
	7) 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、(10)及び(12)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 299 条	放射性固体廃棄物の管理	—
	—	第 303 条	傾度の定義	—
(14) 実用炉規則第92条第3項第14号【非常の場合に講ずべき措置】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。	—	—	—
	1) 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	第 320 条	原子力防災組織	—
		第 321 条	原子力防災要員	—
		第 322 条	原子力防災資機材等の整備	—
	2) 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。	第 214 条	廃止措置管理に関する内規の作成	—
		第 217 条の3	内部溢水発生時等の体制の整備	—
	3) 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	第 323 条	通報経路	—
		第 325 条	通報	—
	4) 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。	第 320 条	原子力防災組織	—
		第 326 条	非常体制の発令	—
		第 327 条	応急措置	—
	5) 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急処置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	第 328 条	緊急時における活動	—
		—	—	—
6) 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 i. 緊急作業時の放射線の生体を与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 ii. 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 iii. 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従事者は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。	第 321 条の2	緊急作業従事者の選定	—	
	—	—	—	
7) 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。)、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	第 328 条の2	緊急作業従事者の線量管理等	—	
8) 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	第 329 条	非常体制の解除	—	
9) 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第 324 条	原子力防災訓練	—	
(15) 実用炉規則第92条第3項第15号【設計想定事象等に対する発電用原子炉施設の保全に関する措置】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。	—	—	—
	1) 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針又は法第43条の3の34第2項の認可を受けた廃止措置計画に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。	第 217 条	火災発生時の体制の整備	—
		第 217 条の2	地震・火災等発生時の措置	—

保安規定審査基準(廃止措置) (H25.11.27 制定, R1.12.25 改正)		保安規定条文		変更有無
		第 217 条の3	内部溢水発生時等の体制の整備	—
イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関する事 こと。		第 217 条	火災発生時の体制の整備	—
		第 217 条の2	地震・火災等発生時の措置	—
ロ 火山現象による影響(影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。) 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関する事 こと。		第 217 条の3	内部溢水発生時等の体制の整備	—
ハ 重大事故に至るおそれのある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故(以下「重大事故等」という。) 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関する事 こと。		第 217 条の3	内部溢水発生時等の体制の整備	—
ニ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊(以下「大規模損壊」という。) ① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する事 こと。 ② 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する事 こと。 ③ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関する事 こと。		第 217 条の3	内部溢水発生時等の体制の整備	—
ii. 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関する事 こと。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期的に実施する事 こと。		第 217 条	火災発生時の体制の整備	—
		第 217 条の3	内部溢水発生時等の体制の整備	—
iii. 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付ける事 こと。		第 217 条	火災発生時の体制の整備	—
		第 217 条の3	内部溢水発生時等の体制の整備	—
iv. その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備する事 こと。		第 217 条	火災発生時の体制の整備	—
		第 217 条の3	内部溢水発生時等の体制の整備	—
(16) 実用炉規則第92条第3項第16号及び第17号 【発電用原子炉施設及び廃止措置に係る保安に関する適正な記録及び報告】	本事項については、以下のような事項が明記されている事 こと。	—	—	—
1) 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが、明確に記載されている事 こと。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められている事 こと。		第 332 条	記録	—
		第 203 条	品質マネジメントシステム計画	—
2) 実用炉規則第67条又は研開炉規則第62条に定める記録について、その記録の管理に関する事 こと(計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。)が定められている事 こと。		第 332 条	記録	—
	3) 発電所長及び廃止措置主任者に報告すべき事項が定められている事 こと。	第 333 条	報告	—
第 209 条		廃止措置主任者の職務等	—	

保安規定審査基準(廃止措置) (H25.11.27 制定, R1.12.25 改正)		保安規定条文		変更有無
	4) 特に、実用炉規則第134条各号又は研開炉規則第129条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、例えば、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	第333条	報告	—
	5) 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。	第333条	報告	—
(17) 実用炉規則第92条第3項第18号 【発電用原子炉施設の施設管理】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。	—	—	—
	1) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること(廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要がある施設の施設管理を含む。)	第213条	巡視	—
		第319条	施設管理計画	—
		第319条の2	使用前事業者検査の実施	—
	2) 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。	第319条の2	使用前事業者検査の実施	—
		第319条の3	定期事業者検査の実施	—
(18) 実用炉規則第92条第3項第19号 【保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。	—	—	—
	プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会、PWR事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が記載されていること。	第203条	品質マネジメントシステム計画	—
		第319条	施設管理計画	—
(19) 実用炉規則第92条第3項第20号 【不適合に関する情報の公開】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。	—	—	—
	1) 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が明確に定められていること。	第203条	品質マネジメントシステム計画	—
	2) 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要事項が定められていること。	第203条	品質マネジメントシステム計画	—
(20) 実用炉規則第92条第3項第21号 【廃止措置の管理】	廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、廃止措置の実施の管理について、必要な事項が記録されていること。	第211条	構成および定義	—
		第212条	運転員等の確保	—
		第212条の2	運転管理業務	—
		第214条	廃止措置管理に関する内規の作成	—
		第215条	引継	—
		第216条	原子炉の運転停止に関する恒久的な措置	—
		第217条の2	地震・火災発生時の措置	—
		第217条の3	内部溢水発生時等の体制の整備	—
		第218条	安全貯蔵措置	—
		第218条の2	工事の計画および実施	—
		第218条の3	工事完了の報告	—
第283条	使用済燃料ピットの水温	—		
第286条	施設運用上の基準の確認	—		

保安規定審査基準(廃止措置) (H25.11.27 制定, R1.12.25 改正)		保安規定条文		変更有無
		第 287 条	施設運用上の基準を満足しない場合	—
		第 289 条	施設運用上の基準に関する記録	—
		第 299 条	放射性固体廃棄物の管理	—
		第 299 条の2	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	—
		第 299 条の3	事故由来放射性物質の降下物の影響確認	—
		第 299 条の4	輸入廃棄物の確認	—
		第 300 条	放射性液体廃棄物の管理	—
		第 301 条	放射性気体廃棄物の管理	—
		第 332 条	記録	—
		第 213 条	巡視	—
(21) 実用炉規則第92条第3項第22号 【その他必要な事項】	前各項に加えて、以下の内容を定めていること。	—	—	—
	1) 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。	第 201 条	目的	—
	2) 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。	第 201 条	目的	—

2. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

項 目	説 明 内 容
関連する実用炉規則	○「黒字」により、保安規定審査基準に関連する実用炉規則の内容を記載する。
保安規定審査基準	○「黒字」により、保安規定審査基準の内容を記載する
記載すべき内容	○「黒字」により、保安規定に記載すべき内容を記載する。 また、記載に当たっては、文書の体系がわかる範囲で記載する。 ○「 <u>黒字 (赤下線)</u> 」により、保安規定の変更内容を記載する。
記載の考え方	○保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 ○社内規定文書（2次文書等）に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 ○保安規定及び社内規定文書（2次文書等）他に記載しない場合の考え方を記載する。
該当規定文書	○該当する社内規定文書（2次文書等）を記載する。
記載内容の概要	○該当する社内規定文書（2次文書等）の具体的な記載内容を記載する。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則 (保安規定) 第九十二条 法第四十三条の 三の二十四第一項の規定に よる保安規定の認可を受け ようとする者は、認可を受 けようとする工場又は事業 所ごとに、次に掲げる事項 について保安規定を定め、 これを記載した申請書を原 子力規制委員会に提出しな ければならない。	保安規定審査基準 — 実用炉規則第32条第1項第18 号 発電用原子炉施設の施設管理 2. 発電用原子炉施設の経年劣 化に係る技術的な評価に関 することについては、「実用 発電用原子炉施設における 高経年化対策実施ガイド」 を参考とし、実用炉規則第 82条に規定された発電用 原子炉施設の経年劣化に関 する技術的な評価を実施す るための手順及び体制を実 施することが定められてい ること。 3. 運転を開始した日以後30 年を経過した発電用原子炉 については、長期施設管理 方針が定められているこ と。	記載すべき内容 — (原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針) 第119条の4 発電管理部長は、重要度分類指針におけるクラス1、2、3の機能を有する機器および構造物 ^{※1} ならびに常設重大事故等対処設備に属する機器および構造物 ^{※2} について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに実施した以下の事項について、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合その他経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、策定した長期施設管理方針を変更する。 (1) 経年劣化に関する技術的な評価 (2) 前号に基づく長期施設管理方針の策定 2 長期施設管理方針は添付6に示すものとする。 ※1：動作する機能を有する機器および構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。 ※2：実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第43条第2項に規定される機器および構造物をいう。	記載の考え方 — ○3号炉原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針の策定に伴い、下記を記載する。 ・「経年劣化に関する技術的な評価」および「策定した長期施設管理方針」について、原子炉の運転期間を変更する場合、その他経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は当該評価の見直しおよびその結果に基づき長期施設管理方針を変更すること ・長期施設管理方針を添付6に示すこと	該当規定文書 —	社内規定文書 記載内容の概要 —
十八 発電用原子炉施設の施設管理に関すること(使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に係る技術的な評価に関すること)及び長期施設管理方針を含む。				<ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設の経年劣化対策検討要領 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設の高経年化対策検討要領に紐づく社内規定において、「経年劣化に関する技術的な評価」および「策定した長期施設管理方針」については、原子炉の運転期間を変更する場合、その他経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は当該評価の見直しおよびその結果に基づき長期施設管理方針を変更すること等については記載されており、社内規定の変更は不要である。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容 原子炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要									
	<p>3. 運転を開始した日以後30年を経過した発電用原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。</p> <p>(中略)</p> <p>5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の実施ガイド」を参考として記載されていること。</p>	<p>添付6 長期施設管理方針 (第119条の4 関連)</p> <p>(1) 長期施設管理方針 (始期：2024年12月15日，適用期間：10年間)</p> <table border="1" data-bbox="304 768 547 1568"> <thead> <tr> <th data-bbox="304 768 363 896">No.</th> <th data-bbox="304 896 363 1500">施設管理の項目</th> <th data-bbox="304 1500 363 1568">実施時期^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="363 768 454 896">1</td> <td data-bbox="363 896 454 1500">原子炉容器胴部（炉心領域部）の中性子照射脆化については、今後の原子炉の運転サイクル・照射量を勘案して第3回監視試験の実施計画を策定する。</td> <td data-bbox="363 1500 454 1568">中長期</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 768 547 896">2</td> <td data-bbox="454 896 547 1500">原子炉容器等の疲労割れについては、実績過渡回数を確認を継続的に実施し、運転開始後60年時点の推定過渡回数を上回らないことを確認する。</td> <td data-bbox="454 1500 547 1568">中長期</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：実施時期における、短期とは、2024年12月15日からの5年間、中長期とは、2024年12月15日からの10年間をいう。</p>	No.	施設管理の項目	実施時期 ^{※1}	1	原子炉容器胴部（炉心領域部）の中性子照射脆化については、今後の原子炉の運転サイクル・照射量を勘案して第3回監視試験の実施計画を策定する。	中長期	2	原子炉容器等の疲労割れについては、実績過渡回数を確認を継続的に実施し、運転開始後60年時点の推定過渡回数を上回らないことを確認する。	中長期		<p>原子炉施設の高経年化対策検討要領</p> <p>・原子炉施設の高経年化対策検討要領</p>	<p>原子炉施設の高経年化対策検討要領に紐づく社内規定において、「経年劣化に関する技術的な評価」の結果に基づき定めた「長期施設管理方針」の実施について記載済みであり、社内規定の変更は不要である。</p>
No.	施設管理の項目	実施時期 ^{※1}												
1	原子炉容器胴部（炉心領域部）の中性子照射脆化については、今後の原子炉の運転サイクル・照射量を勘案して第3回監視試験の実施計画を策定する。	中長期												
2	原子炉容器等の疲労割れについては、実績過渡回数を確認を継続的に実施し、運転開始後60年時点の推定過渡回数を上回らないことを確認する。	中長期												
					<p>○策定した長期施設管理方針、始期、適用期間、施設管理の項目および実施時期について記載する。</p>									

伊方発電所保安規定審査資料	
資料番号	TS(79)-02(R0)

上流文書（設置変更許可）から保安規定への
記載方針について

令和5年11月
四国電力株式会社

目 次

- 1 上流文書から（設置変更許可申請書）から保安規定への記載方針
- 2 保安規定の記載方針フォーマットの説明
- 3 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容

1. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載方針

設置変更許可申請書の記載内容から保安規定に記載すべき内容を整理するに当たっては、保安規定変更に係る基本方針を受け、以下の方針により記載する。

（1）保安規定変更に係る基本方針の内容（抜粋）

1. はじめに

設置変更許可申請書で確認された原子炉施設の安全性が、運転段階においても継続して確保されることを担保するために必要な事項を保安規定に要求事項として規定

2. 2. 1 保安規定に記載すべき事項

保安規定に法令等へ適合することを確認した内容の行為者及び行為内容を定める

（2）保安規定の記載方針

上述の「保安規定変更に係る基本方針」を受け、具体的には、以下の方針で記載する。

- ① 設置許可本文は、規制要求事項であるため、設置許可本文のうち運用に係る事項について実施手段も含めて網羅するように保安規定に記載する。
ただし、例示や多様性拡張設備等に相当する部分の記載は任意とする。
- ② 設置許可の添付書類は、直接の規制要求ではないが、(1) 項の基本方針に沿って、要求事項に適合するための行為内容の部分は保安規定に記載し、実施手段に相当する部分は必要に応じて二次文書他に記載する。
また、二次文書他に記載するものについてはその理由を明確にする。
- ③ 保安規定の記載にあっては、保安規定本文には保安規定審査基準にて要求されている内容に応じた記載（行為内容の骨子）とし、具体的な行為内容は、保安規定添付2および添付3に記載する。
- ④ 設置許可本文、添付書類の図、表は、法令等へ適合することを確認した内容の行為者および行為内容に係る部分を保安規定に添付する。
ただし、同図、表の内容が保安規定に記載されている場合は任意とする。

2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明

項 目		説 明 内 容
設置変更許可申請書 【本文】		<ul style="list-style-type: none"> ○「黒字」により、設置変更許可申請書（本文）の内容を記載する。 ○「<u>黒字（赤下線）</u>」により、変更申請箇所を明確にする。 ○「<u>青字（赤下線）</u>」により、変更申請箇所のうち、保安規定および関連する下部規定文書（二次文書）に記載すべき内容を明確化する。 ○「<u>緑字（緑下線）</u>」により、関連する下部規定文書（二次文書）に記載すべき内容を明確にする。
設置変更許可申請書 【添付書類】		<ul style="list-style-type: none"> ○「黒字」により、設置変更許可申請書（添付書類）の内容を記載する。 ○「<u>黒字（赤下線）</u>」により、変更申請箇所を明確にする。 ○「<u>青字（青下線）</u>」により、保安規定及び関連する下部規定文書（二次文書）に記載すべき内容を明確にする。 ○「<u>緑字（緑下線）</u>」により、関連する下部規定文書（二次文書）に記載すべき内容を明確にする。 ○「<u>橙字（橙下線）</u>」により、核物質防護に関連する内容を明確にする。
原子炉施設保安規定	記載すべき内容	<ul style="list-style-type: none"> ○「黒字」により、保安規定に記載すべき内容を記載する。 また、記載に当たっては、文書の体系がわかる範囲で記載する。 ○「<u>黒字（赤下線）</u>」により、保安規定の変更内容を記載する。 ○「<u>黒字（青下線）</u>」により、要求事項を実施する行為者を明確にする。
	記載の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を、類型化による分類を基本として記載する。 ○下部規定文書（二次文書）に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 ○保安規定及び下部規定文書（二次文書）他に記載しない場合の考え方を記載する。
下部規定文書	該当規定文書	<ul style="list-style-type: none"> ○関連する下部規定文書（二次文書）を記載する。 ○「（新規）」により、新規に制定した下部規定文書を明確にする。 ○「（既存）」により、既存の下部規定文書を改正したものを明確にする。
	記載内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○関連する下部規定文書（二次文書）の具体的な記載内容を記載する。 ○「（新規記載）」により、下部規定文書に新規に記載したことを明確にする。

3. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容

上流文書（設置変更許可申請書）	保安規定対象条文
添付書類八（11. 運転保守）	第 119 条の 4 添付 6

設置変更許可申請書【本文】 R05.05.24 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R05.05.24 許可	<p>【添付書類ハ】</p> <p>11. 運転保守</p> <p>11.1 運転保守の基本方針</p> <p>発電用原子炉施設の運転保守の基本方針及び基本設計で前掲とした運転保守事項は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の24の規定に基づき、伊方発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」といふ。）等において規定する。 (中略)</p> <p>11.7 保守管理</p> <p>発電用原子炉施設の保守管理は、保守管理計画を定め、発電用原子炉施設を構成する構造物、系統及び機器について保守管理の重要度分類を行い、この重要度に応じて行う。発電用原子炉施設の性能を維持するために、保全が必要な対策構築物、系統及び機器を定め、保全の実施とその結果の確認及び評価等を適切に行う。また、保守管理の定期的な評価の記録を保存する。 (以下略)</p>	<p>原子炉施設保安規定</p> <p>記載すべき内容</p> <p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針)</p> <p>第119条の4 発電管理部長は、重要度分類指針におけるクラス1、2、3の機能を有する機器および構造物^{※1}ならびに常設重大事故等対処設備に属する機器および構造物^{※1,※2}について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに実施した以下の事項について、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合その他経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、策定した長期施設管理方針を変更する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(2) 前号に基づく長期施設管理方針の策定</p> <p>2. 長期施設管理方針は添付6に示すものとする。</p> <p>※1：動作する機能を有する機器および構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。</p> <p>※2：美用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則第43条第2項に規定される機器および構造物をいう。</p>	<p>記載の考え方</p> <p>○3号炉原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針の策定に伴い、下記を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「経年劣化に関する技術的な評価」および「策定した長期施設管理方針」について、原子炉の運転期間を変更する場合、その他経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更すること等については記載済みであり、社内規定の変更は不要である。 <p>○策定した長期施設管理方針、始期、適用期間、施設管理の項目および実施時期について記載する。</p>	<p>該当規定文書</p> <p>原子炉施設の高経年劣化対策検討要領</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載の考え方</p> <p>原子炉施設の高経年劣化対策検討要領に紐づく社内規定において、「経年劣化に関する技術的な評価」および「策定した長期施設管理方針」については、原子炉の運転期間を変更する場合は、その他経年劣化に関する技術的な評価方法を変更すること等については記載済みであり、社内規定の変更は不要である。</p>								
	<p>添付6 長期施設管理方針（第119条の4関連）</p> <p>長期施設管理方針（始期：2024年12月15日、適用期間：10年間）</p> <table border="1" data-bbox="906 878 1145 1525"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施設管理の項目</th> <th>実施時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>原子炉容器胴部（炉心領域部）の中性子照射脆化については、今後の原子炉の運転サイクル・照射量を勘案して第3回監視試験の実施計画を策定する。</td> <td>中長期</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>原子炉容器等の疲労割れについては、実績過渡回数^{※1}の確認を継続的に実施し、運転開始後60年時点の推定過渡回数を上回らないことを確認する。</td> <td>中長期</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：実施時期における、短期とは、2024年12月15日からの5年間、中長期とは、2024年12月15日からの10年間をいう。</p>	No.	施設管理の項目	実施時期	1	原子炉容器胴部（炉心領域部）の中性子照射脆化については、今後の原子炉の運転サイクル・照射量を勘案して第3回監視試験の実施計画を策定する。	中長期	2	原子炉容器等の疲労割れについては、実績過渡回数 ^{※1} の確認を継続的に実施し、運転開始後60年時点の推定過渡回数を上回らないことを確認する。	中長期			<p>原子炉施設の高経年劣化対策検討要領</p>	<p>原子炉施設の高経年劣化対策検討要領</p>
No.	施設管理の項目	実施時期												
1	原子炉容器胴部（炉心領域部）の中性子照射脆化については、今後の原子炉の運転サイクル・照射量を勘案して第3回監視試験の実施計画を策定する。	中長期												
2	原子炉容器等の疲労割れについては、実績過渡回数 ^{※1} の確認を継続的に実施し、運転開始後60年時点の推定過渡回数を上回らないことを確認する。	中長期												